

令和6年12月12日 公告

もと境川営業所空気調和設備取替工事

設計図書の一部に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正				
図面 AM-01	<table><tr><td>足 場 (改①2.2.1)</td><td>※別途工事 ●本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。</td></tr></table>	足 場 (改①2.2.1)	※別途工事 ●本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。	<table><tr><td>足 場 (改①2.2.1)</td><td>※別途工事 ○本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。</td></tr></table>	足 場 (改①2.2.1)	※別途工事 ○本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。
足 場 (改①2.2.1)	※別途工事 ●本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。					
足 場 (改①2.2.1)	※別途工事 ○本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場 ○B種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車 1)足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なうこと。 2)足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。 3)枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 4)外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。 5)メッシュ状養生シート(JIS1類)による養生を行なうこと。 6)足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用すること。 7)仮設足場周辺にはネットフェンス、バリケード、標識ロープ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「立入禁止」等の掲示を行なうこと。 防護柵 ※図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合) ○不要 1)防護柵が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行なうこと。 「図面特記箇所(地盤面から足場上部までの高さが10mを超える場合)」に「関係各署との打合せの上、届出を行なうこと」を記載する。					

1. 共通仕様

(1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)及び公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準品目表」という。)による。

(2) 工種目別に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様書それぞれその改修仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 各項目の①1. 1、2は「標準仕様書」第1編、第1章、第1条、2項、②①1. 1、2は、「改修標準仕様書」第1編、第1章、第1条、2項、と関連することを示す。

(2) 特記仕様は、●印がついたものを本工事に適用する。ただし●印のない場合は※印を適用する。

(3) 図面に記載された品名・品番等については、品質・形状の程度を示すものであり、使用にあたっては、「標準仕様書」①1. 4、2の項に基づくものとする。

一般共通事項

一般共通事項

— 100 —

共通事項

設 計	大阪市水道局	工務部	設備課 (機械)	令和6年度
工事名称	もと境川営業所空空調和設備取替工事			
図 名	機械設備工事特記仕様書 (1)			
尺 度	S=1/100	図面サイズ A1	枚数番号	AM-01

1. 共通仕様
 (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)及び公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)による。
 (2) 工種目別に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様書それぞれその改修仕様書を適用する。
 2. 特記仕様
 (1) 各項目の①1. 1、2は「標準仕様書」第1編、第1章、第1条、2項、②①1. 1、2は、「改修標準仕様書」第1編、第1章、第1条、2項、と関連することを示す。
 (2) 特記仕様は、●印がついたものを本工事に適用する。ただし●印のない場合は※印を適用する。
 (3) 図面に記載された品名・品番等については、品質・形状の程度を示すものであり、使用にあたっては、「標準仕様書」①1. 4、2の項に基づくものとする。

— 船

一般共通事項

1

共通事項

設 計	大阪市水道局 工務部 設備課(機械)			令和6年度
工事名称	もと境川営業所空気調和設備取替工事			
図 名	機械設備工事特記仕様書 (1)			
尺 度	S=1/100	図面サイズ A1	枚数番号	AM-01